

与謝野町災害ボランティアセンターの運営等に関する協定

与 謝 野 町

与謝野町社会福祉協議会

与謝野町災害ボランティアセンターの運営等に関する協定書

与謝野町(以下「甲」という。)と社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、与謝野町地域防災計画に基づき災害時の被災者支援及び平常時の災害予防対策等において、甲と乙が協力して行う災害ボランティア活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害ボランティアの定義)

第2条 この協定書において、「災害ボランティア」とは、災害発生後にセンターの呼びかけに応じて被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体をいう。

(平常時・災害時の定義)

第3条 この協定書において、センターの「平常時」、「災害時」の体制の定義は次のとおりとする。

- (1)「平常時」・・・与謝野町内で災害が発生していない状況、災害が発生しても災害時体制への移行に至らない場合をいう。
- (2)「災害時」・・・与謝野町内で水害や地震等により相当規模の災害が発生し、相当規模の被害が出る場合をいう。

(災害ボランティアセンターの設置)

第4条 甲及び乙は、常設型のセンターを設置するものとする。

2 平常時におけるセンターは、乙の事務所(本所)とする。

3 甲は、センターを災害時体制に移行決定したときは、災害規模に応じて、次の拠点において設置に必要な駐車場・備品等を準備し、設置する。

(1)与謝野町勤労者総合福祉センター(野田川わーくぱる)

(2)加悦保健センター(元気館)

(3)岩滝ふれあいセンター

4 甲は、災害等の状況で前項各号に設置することが適当でない場合は、甲乙協議してこれに代わる場所を前項同様に、確保するものとする。

5 甲は、乙の要請により被災場所付近にセンターの支所的機能が必要となったとき

は、これらの活動に必要な拠点を同様に確保するものとする。

(体制の移行)

第5条 次の各号に該当するときは、甲乙協議のうえ、センターの平常時体制を災害時体制に移行する。なお、災害時体制の解除の判断は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

- (1) 与謝野町災害対策本部が設置され、災害対応の必要が生じたとき。
- (2) 甲が災害対応上、必要であると判断し、乙に要請したとき。
- (3) 大規模災害が発生し、明らかに災害対応が必要であると乙が判断したとき。

(災害ボランティアセンターの運営)

第6条 センターは、「災害ボランティア設置要綱」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、外部からのボランティア、他の社会福祉協議会及び地域の各種団体等の協力のもと、乙が主体的に運営するものとする。

(連携及び協力)

第7条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を、乙に提供するものとする。
2 乙は、センター運営に支障があるときは、甲に必要な協力を求めることができる。

(災害ボランティアセンターの業務)

第8条 センターが実施する業務は、以下に掲げるとおりとする。

2 平常時は次の業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティア活動の調査、研究及び訓練の実施
- (2) 災害ボランティア活動の広報・啓発
- (3) 行政、関係機関等、町民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備
- (4) 災害ボランティア、及びコーディネーターの育成・登録
- (5) センター運営に係る資機材の整備及び管理
- (6) 町内での災害発生時、災害時体制への移行に至らない場合における対応
- (7) 町外での災害発生時における情報収集や発信、及びボランティア活動の支援
- (8) その他、必要と認められる活動

3 災害時には次の業務を行うものとする。

- (1) センターに係る情報の収集・発信及び広報
- (2) 災害ボランティアの募集、受入れ及びコーディネートの実施
- (3) 被害状況及び被災者ニーズの把握
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び管理
- (5) 災害ボランティアの安全・衛生管理

- (6)行政、関係機関及び各団体等との連絡調整
- (7)センター運営に必要な支援募金活動
- (8)災害ボランティア活動内容及びセンター運営の記録
- (9)災害時体制における残務業務
- (10)その他、必要と認められる活動

(資機材等の確保)

第9条 甲及び乙は、相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を確保するものとする。

(費用負担)

第10条 第8条第2項に規定する業務に関し、必要な費用負担は甲乙協議のうえ決定する。

2 第8条第3項に規定する業務に関し、必要な経費は原則として甲が負担する。

3 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害補償)

第11条 災害応急、復旧活動等に関し災害ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の保険料は、甲の負担とする。

(報告)

第12条 甲は、乙にセンター運営状況について報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会個人情報保護規定により、適切に管理するものとする。

(協議)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この期間満

了の日の 3 か月前までに、甲乙それぞれから別段の意思表示がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成28年 1月 7日

甲 与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町長

山添 藤真



乙 与謝野町字幾地 908 番地

社会福祉法人 与謝野町社会福祉協議会

会 長

北 夙雅雄

